

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書
(東日本大震災用)

(通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。)

平成22年分

氏名 _____ 殿

1 繰越損失額控除前の所得金額

総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤
円	円	円	円	円

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

	損失の種類		④前年から繰り越された損失額	⑤本年分の所得から控除される繰越損失額	⑥翌年への繰越損失額 (④-⑤)
	純損失	雑損失	円	円	円
19年分	19年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
		山林所得の損失			
	19年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
	(特定)居住用財産分				
雑損失					
20年分	20年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
		山林所得の損失			
	20年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
	(特定)居住用財産分				
雑損失					
21年分	21年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
		山林所得の損失			
	21年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
	(特定)居住用財産分				
雑損失					
本年分	本年分が青色の場合	被災純損失以外の損失			/
		山林以外 山林			
	本年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
	被災純損失(青・白)	山林以外 山林			
(特定)居住用財産分					
雑損失	特定雑損失以外の雑損失				
	特定雑損失				
株式等の譲渡所得等			⑦欄、⑧欄及び⑨欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	⑦	円
上場株式等の配当所得				⑧	
先物取引の雑所得等				⑨	

(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。

(注)「④前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

	④ 純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります。)	⑤ (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑥ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (④-⑤)
本年分	円	円	円

() のうち () 目